

## 落札者決定基準に関する質問回答

No.	資料名	該当場所					質問	回答	
		頁	章	項		タイトル			
1	落札者決定基準	4	5	1	(2)		入札価格の確認	「予定価格を超えていた入札参加者は失格とする」とありますが、これは、設計・建設・維持管理・運営の各々の予定価格をどちらか一方でも超えた場合に失格とのことでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	落札者決定基準	4	5	2	(1)		プレゼンテーション・ヒアリング	プレゼンテーションは、事業提案概要説明書を用いて説明するとの理解でよろしいでしょうか。パワーポイント等、別途用意する必要はありますか。	プレゼンテーションの実施に関する内容は、資格審査通過者に対して別途、「プレゼンテーション実施要領」を送付します。
3	落札者決定基準別紙1	i		①	2		財務安定性	「SPCの資本構成は財務の観点より安定性が確保されている」とありますが、具体的にはどのような点からの評価になりますでしょうか。	評価の視点は、様式6-2-2をご参照ください。具体的な評価の内容についてはお答えできませんが、SPCが事業期間を通して継続して安定的経営が行える資本構成を望みます。
4	落札者決定基準別紙1	i		①	7		地域貢献	「松山市内に本店を有する業者で具体的に本事業に参加予定者の発注額の割合を評価」とありますが、参加予定者に構成員や協力企業も含まれるのか、また、下請会社(1次下請だけでなく2次、3次下請など)も評価対象に含まれるのか、ご教示願います。	参加予定者には構成員、協力企業、下請会社(2次下請以降も含む)を含みますが、二重カウントは認めません。
5	落札者決定基準別紙2	iii		定量評価①			事業実績	稼働実績の計算方法について、対象は当該施設の稼働開始日から事業提案書提出時点までの実績の累計と理解しましたがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	落札者決定基準別紙2	iii		定量評価①			事業実績	日本国内における脱水汚泥を炭化又は乾燥させる施設において、処理汚泥量20t-WET/日以上施設の導入実績に関して評価するとの記載がありますが、対象実績として燃料化施設に限らず、複数の実績の累積との解釈でよろしいでしょうか。また、例えば焼却設備の前段で納入した乾燥施設も実績としてよろしいでしょうか。	第1文、第2文ともに、JIS規格を満足する固形燃料化物を製造する施設での実績としてください。
7	落札者決定基準別紙2	iii		定量評価①			事業実績	累計稼働実績の対象施設は、施設安定性等を評価するものとの考えから、本事業にて導入する同種施設(炭化又は乾燥)に対して、稼働実績年数を算出するものと理解しますがよろしいでしょうか。	No.6の回答を参照ください。
8	落札者決定基準別紙2	iii		定量評価③			温室効果ガス削減量	固形燃料化物の使用に伴う温室効果ガス削減量について、基準となる現在の温室効果ガス排出量(算定式含む)をご教示願います。	様式6-2-6の計算方法を参照ください。なお、固形燃料の有効利用に伴うCO2削減量は、製造した固形燃料化物の利用先における削減量を計算し、記載されていない係数及び数値は、根拠を明確に記載してください。
9	落札者決定基準別紙2	iii		定量評価③			温室効果ガス削減量	例えば燃料代替として固形燃料化物を有効利用する場合、温室効果ガス削減量は、既存の(現在使用している)燃料に対する削減量という理解でよろしいでしょうか。(燃料化施設建設や運搬時に発生するCO2は対象外でしょうか)	様式6-2-6を参照ください。
10	落札者決定基準別紙2	iii		定量評価④			地域貢献	松山市内に本店を有する業者の発注額には、二次下請け以下となる業者に対する発注額も含まれると考えてよろしいでしょうか。	No.4の回答を参照ください。
11	落札者決定基準別紙2	iii		定量評価④			地域貢献	松山市内に本店を有する業者の発注額には、建設工事だけでなく機器製作や資機材供給メーカーも含むと考えてよろしいでしょうか。	建設工事及び機材(製作含む)の直接の調達先が本市内にあるものとします。

## 落札者決定基準に関する質問回答

No.	資料名	該当場所					質問	回答	
		頁	章	項		タイトル			
12	落札者決定基準別紙2	iii		定量評価④			地域貢献	評価される発注金額は、元請・一次下請だけでなく、二次下請以下の発注金額も認められるとの理解でよろしいでしょうか。	No.4の回答を参照ください。
13	落札者決定基準別紙2	iii		定量評価④			地域貢献	評価される発注金額は、松山市内に本店を有する業者に発注し、さらにその業務の一部を松山市内に本店を有する業者に下請発注した場合は、その合計値となるでしょうか。二重カウントは認められないでしょうか。	No.4の回答を参照ください。
14	落札者決定基準別紙2	iii		定量評価④			地域貢献	提案した松山市内に本店を有する業者への発注比率を守れなかった場合、ペナルティはありますでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	落札者決定基準別紙2	iii		定量評価⑤			地元雇用創出	「松山市内居住者の継続雇用」の費用算出につき、以下をご教示ください。 ・各年度毎に松山市内居住者の費用を算出し、その平均値をとるという計算方法でよろしいか ・実際の運営時に各年度ごと金額が当初想定から変更になっても、19.5年の平均費用が提案を満たしていれば問題ないか	第1文は、事業提案書の提出時は様式集の様式6-2-8に示す通り、各年度毎の松山市内居住者費用を算出した上で、19.5年間の年平均費用を記載してください。なお、算出根拠については同様式に示す所定枚数内で収まるように記載してください。 第2文は、運営時の評価は、各年度の実際に掛かった費用を評価します。(19.5年の平均費用では評価しません。)
16	落札者決定基準別紙2	iii		定量評価⑤			地元雇用創出	松山市内居住を証するのは電気、水道等の公共料金支払証で宜しいでしょうか。住民票で居住を示す場合、具体的住所(個人情報)の開示に触れる可能性が高いため伺います。	公共料金支払書等、個人情報の保護に配慮したもので問題ありません。
17	落札者決定基準別紙2	iii		定量評価⑤			地元雇用創出	計算方法において「松山市内居住者の継続雇用について、19.5年間の年平均費用」とありますが、年平均費用とは市内居住者の人件費の年平均費用との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	落札者決定基準別紙2	iii		定量評価⑤			地元雇用創出	提案した継続雇用の年平均費用を守れなかった場合、ペナルティはありますでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	落札者決定基準別紙2	iv		定量評価⑥			汚泥有効利用	汚泥有効利用率の算定において、以下のケースは、【B】場外処分量(埋立処分量)に含まれるとの理解でよろしいか、ご教示願います。  例1: 他の燃料化施設に輸送し処理 例2: 場外搬出しコンポスト化やセメント原料化 例3: 場外搬出し焼却処分(廃熱利用) 例4: 場外搬出し焼却処分(廃熱未利用)	場外搬出となる脱水汚泥の有効利用を行う場合は、例1及び例2は【B】場外処分量(埋め立て処分量)に含まれず、有効利用とします。
20	落札者決定基準別紙2	iv		定量評価⑥			汚泥有効利用	「【B】場外処分量(埋立処分量)」に関し、「事業者において脱水汚泥の有効利用を行う場合は、場外処分量に含めない」との記載があるが、脱水汚泥の有効利用とはセメント資源化ならびに堆肥化を想定していると考えてよろしいでしょうか。他に想定されている事象があればご教示ください。 また、受入れた脱水汚泥量の90%以上を固形燃料化処理した上で、固形燃料化施設の停止期間中に残りの汚泥を上記で回答いただいた脱水汚泥の有効利用方法を用いて処理した場合には、汚泥有効利用率は100%となるという理解でよろしいでしょうか。	第1文は、入札説明書に関する質問回答No.44を参照ください。 第2文は、ご理解のとおりです。

## 落札者決定基準に関する質問回答

No.	資料名	該当場所					質問	回答	
		頁	章	項					タイトル
21	落札者決定基準別紙2	iv		定量評価⑥			汚泥有効利用	脱水汚泥の有効利用は、有価・非有価は問われないとの理解でよろしいでしょうか。	搬出先において有価物となる必要があります。
22	落札者決定基準別紙2	iv		定量評価⑥			汚泥有効利用	計算方法「【B】場外処分量(埋立処分量)」について、「事業者において脱水汚泥の有効利用を行う場合は、場外処分量に含めない」とあります。8/18入札説明書等説明会時には「脱水汚泥の有効利用」例として「コンポストなど」とのご説明がありましたが、例えばセメント原料としての有効利用は当該有効利用事例に該当するとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
23	落札者決定基準別紙2	iv		定量評価⑨			排水負荷	提案した計画排水量を守れなかった場合、ペナルティはありますでしょうか。	入札説明書 別紙3 3(2) 2)ウの記載内容を参照ください。